

平成 27 年 度

一般社団法人 茗 溪 会 事 業 計 画

1. 事業計画のねらい

- (1) 本年度は一般社団法人移行後 4 年目にあたり、将来を見通し、さらに事業を円滑に進めるための計画を実施する。
- (2) 公益目的支出計画に基づいて事業の推進を図る。
- (3) 茗溪会館の利活用を安定・向上させることを重点事業と捉え取り組む。
- (4) 平成 24 年 2 月の財務審議会答申を受け、継続して将来を見通し事業を展開する。

2. 事業の目的（定款第 3 条）

会員相互の親睦及び互助並びに知徳の啓発を図り、併せて国立大学法人筑波大学の目的及び使命の達成に協力し、学術、文化、教育並びに社会貢献活動及び国際相互理解の促進に資する事を目的とする。

3. 事業の内容（定款第 4 条）

- (1) 会員相互の親睦を図るための交流事業並びに会員の福祉を図るための共済に関する事業
 - ① 茗溪会拡充キャンペーンの継続実行
 - ② ホームページの充実による交流促進
 - ③ 追悼のつどいの実施
- (2) 定期刊行物その他出版物などの発行に関する事業
 - ① 季刊誌「茗溪」の発行…年 4 回
- (3) 研修会、講演会、公開講座等公衆の教養向上と地域社会への貢献に資する事業
 - ① 公開講座の実施
 - ② 地域組織等主催による公開講座への助成
- (4) 学術、芸術、社会貢献、国際相互理解等の顕著な活動に対する奨学、支援、表彰などに関する事業
 - ① 顕彰事業（社会貢献活動功労者、筑波大学大学院生、筑波大学芸術関係）
 - ② 学生諸活動への助成事業
- (5) 財産の管理・運営に関する事業
 - ① 茗溪会館の利活用を安定・向上させる事業
- (6) 教育の振興、普及活動に資する事業
 - ① 筑波大学側と地域組織等との交流
 - ② 筑波大学就職ガイダンスへの協力
 - ③ 教職受験対策研修会の開催
 - ④ 茗溪筑波グランドフェスティバルの共催
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 前項の各事業は、全国において行うものとする